

請求にあたっての注意事項

1 本人等以外の物の申出による住民票の写し等の交付について

(1) 権利の行使・義務の履行のために確認する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使又は義務履行のために住民票等の記載事項の確認を必要とする理由も記入してください。

(2) 国又は地方公共団体の機関に提出する場合

住民票等を提出する国又は地方公共団体名を記入してください。

また、その機関に提出を必要とする理由も記入してください。

(3) その他の理由で請求する場合

住民票等の記載事項の利用目的及び方法並びにその利用を必要とする理由を記入してください。

(4) 本籍及び続柄の取り扱い

住民基本台帳法第12条第5項に基づき、原則として本籍及び続柄は省略します。

(5) 資料の提供について

請求書にご記入いただいた内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

2 記載事項について

記載事項証明書とは、その証明に記載された事項が住民票に記載された事項と相違ないことを証明するものです。

用紙を持参された際、「楷書」で住民票どおりに記載されていない場合は全て住民票の記載どおりに訂正させていただく対象となります。

3 住民票コードや個人番号（マイナンバー）の記載について

本人及び同一世帯員が以下の本人確認書類を提示された場合のみ、住民票コードや個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写しを直接交付できます。ただし個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写しにおいては、15歳未満の者の法定代理人又は成年後見人や保佐人、補助人が、以下の本人確認の提示及び、代理権を有していることを確認できた場合も直接交付できます（R3.6.8住民基本台帳事務処理要領の一部改正通知による）。

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した写真付きの書類、健康保険の資格確認書、年金手帳等
※全て有効期限内のものに限ります。
※社員証、学生証、通帳、キャッシュカード等は含まれません。

本人確認書類が不十分な場合や代理人による請求の場合は、住民票コードや個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写しを本人宛に郵送（自己負担）しますので、宛名を記入した封筒と切手をご用意ください。

4 罰則について

偽りその他不正の手段により住民票等の交付を受けた者には、刑罰（30万円以下の罰金）が科せられます。

※ その他、ご不明な点があれば、職員にお尋ねください。